

# 特別給水契約制度 のご案内

大口水道事業者の皆様に安心安全な水道水を  
安価でご提供するプランのご案内です



流山市上下水道局

## はじめに

流山市の水道事業は昭和38年4月に給水を始めてから、お客様に安心安全な水道水を提供できることを第一に努めてまいりました。

平成26年12月からは、北千葉広域水道企業団にて「高度浄水処理」が開始され、おいしい水道水を提供できるようになりました。

水道料金については、多く水道を使用するお客様がより使いやすいように、平成27年4月に最も単価の高い従量料金の引き下げを行いました。

さらに、千葉県内初の取り組みとして、これからご案内する特別給水契約制度により、御契約いただいた水道利用者の従量料金の引き下げを行い、今後も水道水を末永くご利用頂く大口水道利用のお客様の事業を応援します。

## 特別給水契約制度とは

### ・ 水道水を安く提供します。

本制度は大口水道利用者で、一定の基準水量を超えて使用された場合に、基準水量を超えた水量については、低額な料金単価で提供させていただく契約制度です。

この契約は直近の1年間における1か月当たりの使用水量が基準水量である500 $\text{m}^3$ (年間6,000 $\text{m}^3$ )を超える使用実績があるか、又は当該使用が明らかであると認められる方が対象になります。

### ・ どのくらい安くなるの？

流山市の基準水量は、どの事業者の方でも一律で1月当たり500 $\text{m}^3$ です。契約を締結すれば、基準水量を超える水量に係る1 $\text{m}^3$ 当りの従量料金は310円(税抜)から**200円**(税抜)となります。

なお、下水道使用料は従来どおりの請求となります。  
(引き下げの対象ではありません)

### ・ 契約はお客様の自由選択です。

本制度はお客様の申し出によりメーターごとに個別に契約を行います。本制度の料金体系で使用するか、現状の料金体系で使用するかは、お客様が選択することができます。どちらがお得になるかご不明であれば、試算をさせていただきますのでご相談ください。

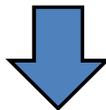
基準水量とは

本契約を締結した後、従量料金を引き下げる基準となる水量です。流山市の基準水量は、どのお客様も全て一律で1月当たり500m<sup>3</sup>です。契約を締結すれば、基準水量を超える水量に係る1m<sup>3</sup>当りの従量料金は310円(税抜)から**200円(税抜)**となります。

**ただし、当契約は基準水量の月500m<sup>3</sup>に満たない場合でも、基準水量を使用したとみなし、500m<sup>3</sup>分の水道料金を頂きます。**

一か月当たり料金単価(現行) (税抜)

| 口径<br>(mm) | 基本料金<br>(円) | 従量料金(円/m <sup>3</sup> ) |   |  |  |   |                              |
|------------|-------------|-------------------------|---|--|--|---|------------------------------|
|            |             | 0～<br>5m <sup>3</sup>   | 5m <sup>3</sup> を超え<br>10m <sup>3</sup> | 10m <sup>3</sup> を超え<br>20m <sup>3</sup> | 20m <sup>3</sup> を超え<br>50m <sup>3</sup> | 50m <sup>3</sup> を超え<br>500m <sup>3</sup> | 500m <sup>3</sup> を<br>超えるもの |
| 13         | 960         | 0                       | 14                                      | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 310                          |
| 20         | 1,330       | 0                       | 14                                      | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 310                          |
| 25         | 1,640       | 0                       | 14                                      | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 310                          |
| 40         | 4,605       | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 310                          |
| 50         | 7,825       | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 310                          |
| 75         | 17,010      | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 310                          |
| 100        | 31,600      | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 310                          |
| 150        | 73,400      | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 310                          |



一か月当たり料金単価(特別給水契約後、500m<sup>3</sup>を超える単価200円) (税抜)

| 口径<br>(mm) | 基本料金<br>(円) | 従量料金(円/m <sup>3</sup> ) |   |  |  |   |                              |
|------------|-------------|-------------------------|---|--|--|---|------------------------------|
|            |             | 0～<br>5m <sup>3</sup>   | 5m <sup>3</sup> を超え<br>10m <sup>3</sup> | 10m <sup>3</sup> を超え<br>20m <sup>3</sup> | 20m <sup>3</sup> を超え<br>50m <sup>3</sup> | 50m <sup>3</sup> を超え<br>500m <sup>3</sup> | 500m <sup>3</sup> を<br>超えるもの |
| 13         | 960         | 0                       | 14                                      | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 200                          |
| 20         | 1,330       | 0                       | 14                                      | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 200                          |
| 25         | 1,640       | 0                       | 14                                      | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 200                          |
| 40         | 4,605       | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 200                          |
| 50         | 7,825       | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 200                          |
| 75         | 17,010      | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 200                          |
| 100        | 31,600      | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 200                          |
| 150        | 73,400      | 140                     | 140                                     | 140                                      | 200                                      | 310                                       | 200                          |

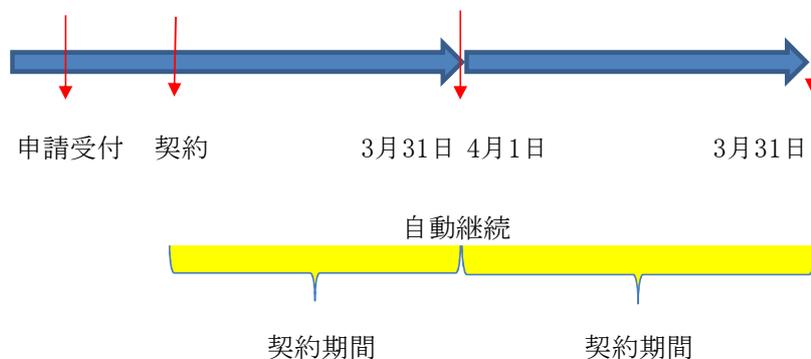
## 適用の要件

- **本契約を適用するには、次の要件を満たしている必要があります。**
- 直近の1年間における1か月当たりの使用水量が、1メートルにつき基準水量の500m<sup>3</sup>(年間6,000m<sup>3</sup>)を超える使用実績があるか、又は当該使用が明らかであると認められる方(基準水量を超えて使用する見込みの方)。
- 上下水道料金の滞納がない方。
- 本契約を解除してから1年以上が経過している方。

## 契約期間

- 契約期間は、契約を結んだ日からその日の属する年度末(3月31日)までとなります。
- 契約満了に先立ってお客様から申し出がない場合は、期間満了後も1年間の自動継続となります。
- 本契約の解除を希望される場合は、解除希望日の1か月前までにお申し出ください。

### 契約期間のイメージ



## 料金適用の期間

本契約の料金体系の適用期間は、原則として契約を結んだ日以降、最初の検針日の対象水道の使用分からとなります。

また、本契約を解除後も引き続き水道を使用する場合、本契約の料金体系の適用期間は、原則として解約日以降、最初の検針日の対象水道の使用分までとなります。(本契約の解除に併せて、水道の使用を中止する場合は、清算となります。)

## 水道料金の計算シミュレーション について

通常の500m<sup>3</sup>を超える従量料金の単価が310円/1m<sup>3</sup>当り(税抜)のところ  
契約後の単価は200円/1m<sup>3</sup>当り(税抜)となり、**110円**安くなります。

水道メーターの口径50mm、2カ月で4,000m<sup>3</sup>使用した場合(年間24,000m<sup>3</sup>)

### 【現状の料金体系】

|        |   | 計算式                                    | 料金                  |
|--------|---|--|---------------------|
| 基本料金   |   | 7,825円×2ヶ月                             | 15,650円             |
| 従量料金   | 0m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>         | 20m <sup>3</sup> ×140円×2ヶ月             | 5,600円              |
|        | 20m <sup>3</sup> を超え<br>50m <sup>3</sup>  | 30m <sup>3</sup> ×200円×2ヶ月             | 12,000円             |
|        | 50m <sup>3</sup> を超え<br>500m <sup>3</sup> | 450m <sup>3</sup> ×310円×2ヶ月            | 279,000円            |
|        | 500m <sup>3</sup> を超<br>えるもの              | 1,500m <sup>3</sup> × <b>310円</b> ×2ヶ月 | <b>930,000円</b>     |
| 2ヶ月の合計 |   |  | <b>1,242,250円</b> ① |



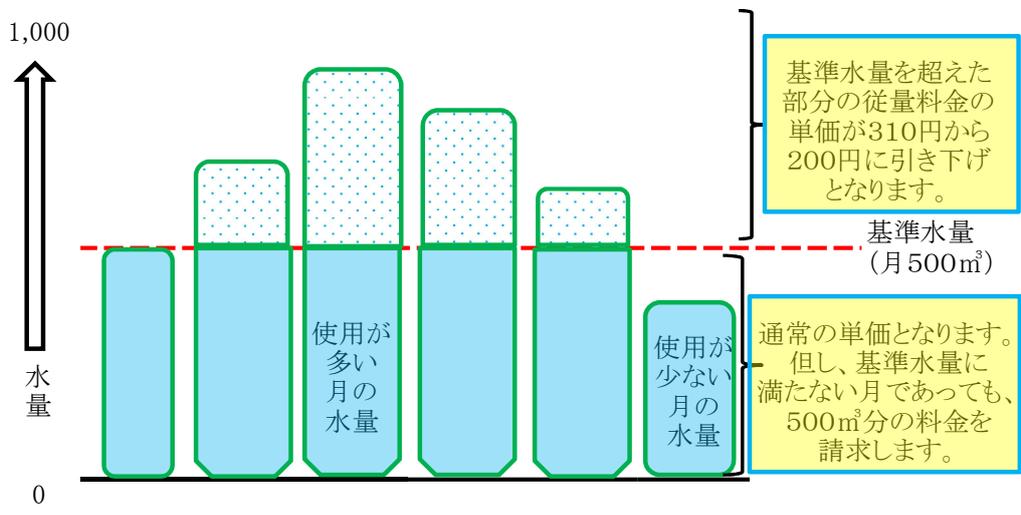
### 【特別給水契約を締結した場合の料金体系】

|        |   | 計算式                                    | 料金                |
|--------|---|--|-------------------|
| 基本料金   |   | 7,825円×2ヶ月                             | 15,650円           |
| 従量料金   | 0m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>         | 20m <sup>3</sup> ×140円×2ヶ月             | 5,600円            |
|        | 20m <sup>3</sup> を超え<br>50m <sup>3</sup>  | 30m <sup>3</sup> ×200円×2ヶ月             | 12,000円           |
|        | 50m <sup>3</sup> を超え<br>500m <sup>3</sup> | 450m <sup>3</sup> ×310円×2ヶ月            | 279,000円          |
|        | 500m <sup>3</sup> を超<br>えるもの              | 1,500m <sup>3</sup> × <b>200円</b> ×2ヶ月 | <b>600,000円</b>   |
| 2ヶ月の合計 |   |  | <b>912,250円</b> ② |

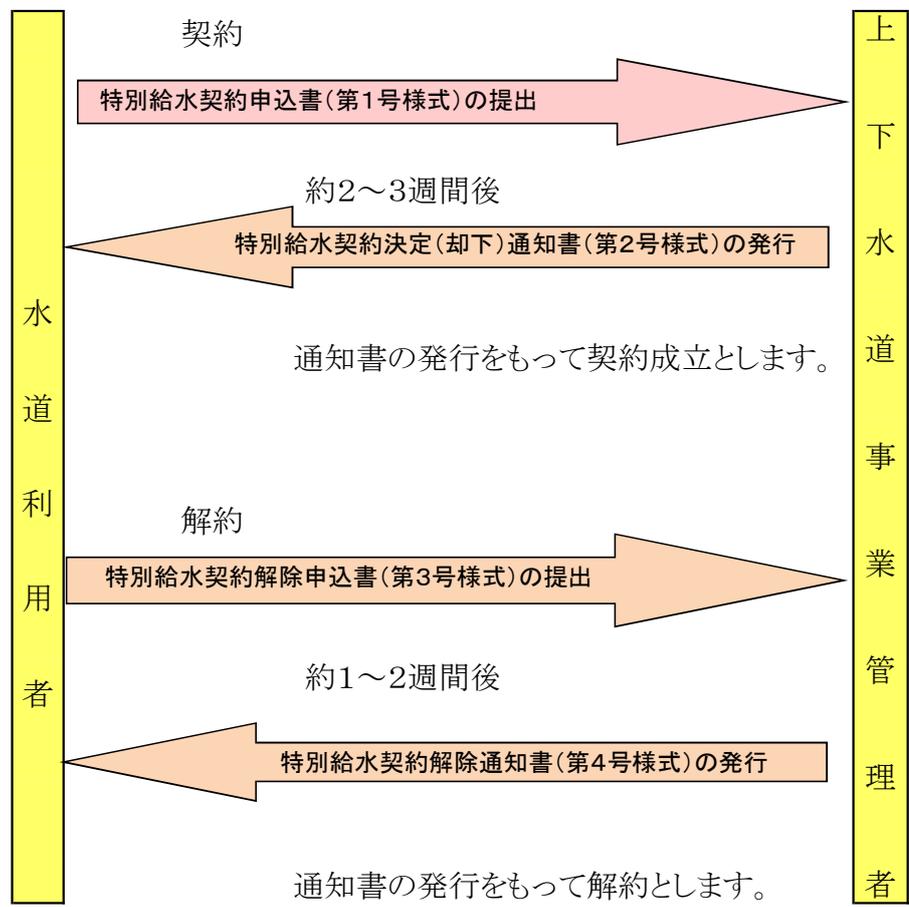
$$1,242,250円 - 912,250円 = 330,000円 (① - ②)$$

2ヶ月で330,000円(税抜)安くなります。  
年間ではなんと・・・1,980,000円(税抜)  
安くなります。

適用単価のイメージ



特別給水契約の締結(解約)までの流れ



## 特別給水契約制度に関する御質問

Q1 事業者であればだれでも契約できるの？

A1 契約を行うには適用の条件があります。詳しくは適用要件の欄を御覧ください。  
なお、契約には審査を行いますが、結果によっては、お断りする場合があります。

Q1 市内で新たに事業を行うんだけど契約できるの？

A1 新規の事業者の方でも、年間6,000m<sup>3</sup>を使用する見込みがあれば、契約は可能です。

Q1 手数料や契約料はかかるの？

A1 一切かかりません。

Q1 基準水量に満たない場合、基準水量は見直してくれるの？

A1 お客様ごとに基準水量を見直すことはしません。どの契約者の方も一律で1月当たり500m<sup>3</sup>が基準水量となります。

Q1 基準水量に満たない場合、損をするということ？

A1 基準水量に満たない場合でも、基準水量分の水道料金を頂くこととなります。過去の水道使用実績を確認のうえ、契約をご検討ください。

Q1 年間でどの位安くなるかよくわからないんだけど？

A1 水道料金の試算を行いますので、ぜひご相談ください。

Q1 渇水時の場合に使用の抑制はあるの？

A1 他市の契約制度では渇水時に水道水の抑制を行うため、調整水量を設ける場合がありますが、本市では契約者に対する制限はありません。

Q1 年度途中で解約できるの？

A1 特別給水契約解除申込書を提出することにより、年度途中での解約は可能です。  
しかし、解約後1年間は再度契約はできません。

## 特別給水契約の申し込み、お問い合わせ

本契約を希望される方は、特別給水契約申込書に必要事項を記入のうえ、直接下記までお申し込み下さい。審査を行った後に、特別給水契約決定(却下)通知書を発行します。(自動継続の場合は必要ありません)

なお、通知書発行までには1か月程要する場合があります。  
詳しくは下記までお問い合わせください。

申し込み、お問い合わせは

流山市上下水道局

経營業務課業務係

270-0128 流山市おおたかの森西一丁目19番地

TEL:04-7159-5315

FAX:04-7159-9604

e-mail: [suido@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:suido@city.nagareyama.chiba.jp)

申込書は、流山市上下水道局のホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/25/8455/033615.html>

平成29年4月作成